

天理市告示第74号

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第19条の3の規定が適用される世帯の令和7年度天理市国民健康保険料の額について、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

天理市長 並 河 健

記

1 基礎賦課額

- （1）天理市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条の3第1項の規定により決定した額 13,800円
- （2）条例第19条の3第4項の規定により決定した額
- | | |
|----------|---------|
| ア 7割軽減世帯 | 4,140円 |
| イ 5割軽減世帯 | 6,900円 |
| ウ 2割軽減世帯 | 11,040円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額

- （1）条例第19条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により決定した額 5,750円
- （2）条例第19条の3第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により決定した額
- | | |
|----------|--------|
| ア 7割軽減世帯 | 1,725円 |
| イ 5割軽減世帯 | 2,875円 |
| ウ 2割軽減世帯 | 4,600円 |